

## 平成 30 年 10 月 水道料金の改定について

門真市上下水道局では、水道料金の引下げのための条例を本年 3 月議会に提案し、可決されました。

### ○料金改定の主旨

門真市は、水源の 100%を大阪広域水道企業団から受水し、水道水を市内へ供給していますが、平成 30 年 4 月から、大阪広域水道企業団の料金が 1 立方メートル当たり 3 円値下げとなったことから、その負担の減少額をお客さまへ還元するため、平成 30 年 10 月 1 日から一般用及び湯屋用の基本料金の引下げを行います。

### ○改定後の水道料金（単位は 1 立方メートル当たりの税抜額）

用途別	区分		現行料金(1ヶ月) 金額(円)	改定後料金(1ヶ月) 金額(円)	改定額 金額(円)
		水量(m <sup>3</sup> )			
一般用	基本料金	10まで	1,040	984	-56
	超過料金	11 ~ 20	174	174	0
		21 ~ 30	229	229	0
		31 ~ 40	263	263	0
		41 ~ 50	297	297	0
		51 ~ 100	325	325	0
		101 ~ 200	375	375	0
		201 ~ 500	417	417	0
		501 以上	422	422	0
湯屋用	基本料金	400まで	33,900	32,074	-1,826
	超過料金	401以上	110	110	0
臨時用	基本料金	5まで	3,900	3,900	0
	超過料金	6以上	670	670	0
鑑賞用	基本料金	5まで	5,000	5,000	0
	超過料金	6以上	950	950	0

※料金は、上記の表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)です。

※下水道使用料は含まれていません。

### ○実施時期

平成 30 年 10 月検針分から実施します。

[\(資料 1\) 水道料金早見表 \(1ヶ月\) \(PDF : 94KB\)](#)

[\(資料 2\) 水道料金早見表 \(2ヶ月\) \(PDF : 94KB\)](#)

### ○使用期間が料金改定日をまたぐ場合の料金計算方法

水道のご使用期間が料金改定日の平成 30 年 10 月 1 日をまたがる場合は、使用日数に応じての日割り計算となります。

なお、使用日数の計算については、条例により 1 ヶ月を 30 日間 (2 ヶ月を 60 日間) とみなして計算しています。



### ○水道料金の推移

(単位：百万円)

項目	H30 (6ヶ月のみ)	H31	H32	H33	H34	合計
						4年6ヶ月
改定前	2,427	2,391	2,350	2,312	2,275	11,756 ①
改定後	2,402	2,341	2,301	2,264	2,228	11,537 ②
影響額	25	50	49	48	47	219 ③
平均改定率 (③÷①) ×100 = 1.86%						

### ○経営状況

門真市水道事業ビジョンの推進により、料金改定実施後も安定した経営状況を確保します。

[集合住宅等の戸数割計算についてはこちら \(PDF : 434KB\)](#)